

議案第1号

遠賀町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の全部改正について

遠賀町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成26年1月23日提出

遠賀町長 原 田 正 武

遠賀町条例第 号

遠賀町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の全部を改正する
条例（案）

遠賀町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第13号）
の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第5項の規定に
基づき、議会の議員に対して支給する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について
定めるものとする。

（報酬の額）

第2条 議会の議員の報酬（以下「議員報酬」という）は日額とし、30,000円とす
る。

（支給方法）

第3条 議員報酬は、勤務のつど支給する。ただし、勤務日数が2日以上にわたる場合は
勤務の末日に支給する。

2 議員報酬は、次の場合に支給する。

- (1) 議員が定例会、臨時会、委員会など議会の正規の会議に出席した場合
- (2) 議長が認める視察、研修などへの参加
- (3) 議長が認める町が主催、共催する行事に出席した場合
- (4) その他議会の活動として議長が認めた場合

3 議員報酬は、重複支給しないものとする。

（費用弁償）

第4条 議長、副議長、議員及び委員が公務のため町外に旅行した時は、その旅行につい
て費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表のとうりとする。

3 前項に定めるもののほか、議長、副議長及び議員に支給する旅費については、一般職
の職員に支給する旅費の額による。

別表 （第4条関係）

鉄道賃	航空賃	車・船賃	日当	宿泊料
実費	実費	実費	2,700円	1夜につき 12,000円 東京都の区・県外の政令指定 都市については1夜につき 15,000円

備考

- 1 急行料金、特別急行料金（グリーン券を含む。）又は、新幹線料金（グリーン券を
含む。）を徴する路線の旅行には、その実費を支給する。

- 2 東京都の区・県外の政令指定都市においては滞在1日につき3,000円を支給する。
- 3 特定の事件のため出張する場合は本表の旅費額によらず予算の定めるところにより投渡旅費とすることができる。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

意 見 書

地方自治法第74条第3項の規定により、遠賀町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の全部を改正する条例案（以下「条例案」と言います。）を付議するにあたり、意見を附けます。

まず、条例制定請求の要旨における次の世代への負担については、将来につながるまちづくりの観点から世代間の負担の公平性を考えた場合、応分の負担は必要であると考えます。次世代への負担の軽減を図ることは、現役世代の町行政を預かる私の責務として捉え、不断の行政改革等効率的な行政運営をこれからも実践してまいります。

また、議員のあり方についてですが、議員活動の中にも住民の皆様が目に見える活動と、そうでない活動があろうかと思えます。

条例案にあるように、議会にかかる正規の会議や研修等への出席など、目に見える部分だけを議員活動として捉えるのであれば、活動日数は年間で数十日となります。

しかしながら、議員の皆様におかれましては、日頃から住民からの意見や行政に関する問題点などの情報収集と分析や、政策実現に向けた調査研究など、日当制では計り難い部分に多くの時間を割き、取り組まれていることもまた事実であらうかと思えます。

今回の条例案は、議員報酬を日当制として、公的な活動日数に応じ日額三万円に改め、また、現行の期末手当を廃止する内容が主なものとなっております。

私は、あらゆる立場の方々が議員を志し、その活動に専念できるよう、議員報酬につきましては一定の経済的保障が必要であると考えます。

この条例案のように日当制となった場合、議員報酬以外に独自の収入がある

方以外は、結果的に排除される懸念がございます。

このような機会に、住民の皆様が議会のあり方や必要性について関心を持ち、お考えいただくことに異論はございませんが、議員の皆様におかれましては、既に平成20年度には招集に応じて本会議及び委員会の会議等に出席した場合の議員の費用弁償を廃止されるなど、これまでも経費削減に向けて自ら取り組まれておられますし、現在も議会改革の一環として、議員定数も含め議会のあり方について検討を重ねられているとお聞きしております。

まずは、議員のお立場で自律的にそのあり方について方向性を出されることを期待しております。

なお、今回の条例案が可決された場合は、法制的な整備の観点から次のとおり修正を行わせていただく予定でございます。

- ・題名は「遠賀町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」に修正。
- ・制定文中、「全部を次のように改正する。」は「全部を改正する。」に修正。
- ・第1条中、「第203条第5項」は「第203条第4項」に修正。
- ・第2条中、「(以下「議員報酬」という)」は「(以下「議員報酬」という。)」に修正。
- ・第3条第1項中、「勤務のつど」は「勤務の都度」に修正。
- ・第3条第2項第2号中、「研修などへの参加」は同項各号の文面に合わせ「研修などへ参加した場合」に修正。
- ・第4条第2項中、「別表のとうり」は「別表のとおり」に修正。
- ・別表中、「政令指定都市のついては」は「政令指定都市については」に修正。